

令和 7 年泉北環境整備施設組合議会

第 2 回定例会 会議録

令和 7 年 7 月 2 3 日（水）

泉北環境整備施設組合議会

1 令和7年7月23日(水)午前10時3分、泉北環境整備施設組合議会第2回定例会を本組合議場に招集した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番	松田	亜季	君	2番	吉田	佳代子	君
3番	森	博英	君	4番	二瓶	貴博	君
5番	奥田	悦雄	君	6番	丸山	直土	君
7番	黒川	俊明	君	8番	谷野	司	君
9番	堀口	陽一	君	10番	森下	巖	君
11番	大浦	まさし	君	12番	浜田	千秋	君
13番	山本	秀明	君	14番	遠藤	隆志	君
15番	飯阪	光典	君				

1 欠席議員は、次のとおりである。

なし

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

管 理 者	辻	宏康	副 管 理 者	南出	賢一	
副 管 理 者	畑中	政昭	事 務 局 長	藤原	準	
会 計 管 理 者	田中	靖晃	事 務 局 次 長	月下	浩一	
環 境 部 長	村上	則次	兼 総 務 部 次 長			
			兼 議 会 事 務 室 長	渡邊	一午	
			兼 監 査 事 務 室 長			
			兼 公 平 委 員 会 長			
			事 務 局 長			
総 務 部 次 長	坂上	晃	総 務 部 財 政 課 長	山内	良二	
総 務 部 財 政 課 長	立石	哲也	兼 監 査 事 務 局 長	総 務 部 総 務 課 長	北橋	孝司
兼 監 査 事 務 局 長						
総 務 部 参 事 長	奥田	大輝	環 境 部 理 事	松原	茂	
兼 総 務 課 長 代 理						

環境部理事	石川	晋一	環境部次長	堀口	幸治
環境部 環境事業課長 兼北クリーンセンター所長	赤阪	和成	環境部 資源循環型社会推進課長 兼第1事業所長	野井	昭彦
環境部 資源循環型社会推進課参事	小西	秀典			

1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

総務部 財政課長代理	小西	栄一	総務部総務課主幹 兼人事係長	阪口	一臣
---------------	----	----	-------------------	----	----

1 本日の議事日程は次のとおりである。

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議案第 16 号 | 公平委員会委員の選任について |
| 日程第 4 | 監査報告第 6 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和 7 年 4 月分 (6 年度)) |
| 日程第 5 | 監査報告第 7 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和 7 年 4 月分 (7 年度)) |
| 日程第 6 | 監査報告第 8 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和 7 年 5 月分 (6 年度)) |
| 日程第 7 | 監査報告第 9 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(令和 7 年 5 月分 (7 年度)) |
| 日程第 8 | 議案第 17 号 | 泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例及び泉
北環境整備施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例制定について |

(午前10時3分開会)

○議長（奥田悦雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、本日招集されました令和7年泉北環境整備施設組合議会第2回定例会にご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

ただいま出席議員は15名で、全員の出席をいただいておりますので、令和7年泉北環境整備施設組合議会第2回定例会は成立いたしております。よって、これより開会いたします。

まず初めに、既にご承知のことと存じますが、辻管理者におかれましては、先般の和泉市長選挙におきまして、めでたくご再選の栄に浴されましたことを心からお喜び申し上げます。

辻管理者には、今後ともよろしく願い申し上げます。

それでは、ここで管理者より組合議会招集の挨拶のための発言の申出がありますので、これを許可いたします。

辻管理者。

○管理者（辻 宏康君） 皆様、おはようございます。管理者の辻でございます。

議長のお許しをいただきまして、令和7年本組合議会第2回定例会開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

先ほど議長からのご紹介がありましたが、5月25日告示の選挙におきまして、和泉市民の皆様方のご信任をいただき、市長として再選をさせていただきました。引き続き本組合の管理者といたしまして、組合運営を担わせていただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、連日猛暑が続いておりますが、議員皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお察し申し上げます。

また、何かとお忙しい中、本定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日ご提案申し上げます案件は、既に皆様方のお手元にお届けいたしておりますとおり、任期満了に伴う公平委員会委員の選任、本組合職員の勤務時間等に関する条例及び本組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正の2件でございます。

いずれの案件につきましても、後ほどご説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田悦雄君） 管理者の挨拶が終わりました。

本日の日程につきましては、議会運営委員会の決定により、お手元にご配付いたしております。

ます日程により、順次議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、順次議事を進めてまいります。

○議長(奥田悦雄君) それでは、**日程第1、会議録署名議員の指名について**であります、本組合議会会議規則第87条の規定により、私よりご指名申し上げます。

6番 丸山直土議員、12番 浜田千秋議員のご両名にお願いをいたします。

○議長(奥田悦雄君) 次に、**日程第2、会期の決定について**を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、本定例会の会期につきましては、本日1日と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたします。

○議長(奥田悦雄君) 次に、**日程第3、議案第16号、公平委員会委員の選任について**を議題といたします。

それでは、本件につきまして管理者より説明を求めます。

辻管理者。

○管理者(辻 宏康君) 管理者の辻でございます。

ただいまご上程いただきました議案第16号、公平委員会委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

これまで公平委員会委員を務めていただいております福村壽之氏が、本年7月27日をもって任期満了を迎えられますが、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会のご同意を賜りたく、ここにご提案申し上げた次第でございます。

福村壽之氏の経歴につきましては、お手元にご配付いたしております資料のとおり、優れた識見と豊かな経験をお持ちであり、本組合公平委員会委員として適任者であると確信をいたしておる次第であります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(奥田悦雄君) 管理者の説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、質疑・討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第16号、公平委員会委員の選任については、提案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（奥田悦雄君） 次に、**日程第4、監査報告第6号から日程第7、監査報告第9号の例月現金出納検査の結果報告**については、議会運営委員会の決定により一括議題といたします。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく報告があったものとして処理いたします。

○議長（奥田悦雄君） 次に、**日程第8、議案第17号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例及び泉北環境整備施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定**についてを議題といたします。

本件につきまして、事務局に提案説明を求めます。

月下総務部長。

○事務局次長兼総務部長（月下浩一君） 総務部長の月下でございます。

ただいま議題となりました議案第17号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例及び泉北環境整備施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

本件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、職員の休業制度等が拡充されることから所要の措置を講ずるものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

第1条関係は、本組合職員の勤務時間等に関する条例の一部改正でございまして、第10条第1項につきましては、妊娠・出産時に申し出た職員に対する措置といたしまして、第1号では、出生時両立支援制度等に関する周知のための措置を、第2号では、その制度の利用に係る意向確認の措置を、第3号では、当該子の出生の日以後の職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に係る意向確認のための措置をそれぞれ設けるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2項につきましては、3歳未満の子を養育する職員に対する措置といたしまして、第1号では、育児期両立支援制度等に関する周知のための措置を、第2号では、その制度の利用に係る意向確認の措置を、第3号では、子の心身の状況又は育児に関する職員の家庭の状況に起因する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に係る意向確認のための措置をそれぞれ設けるものでございます。

次の第3項は、これらの意向確認の取扱いについては、当該意向に配慮しなければならないとするものでございます。

8ページ下段から9ページにかけましての第11条は、文言の整理を行うもので、次の第13条につきましては、改正前の第10条の規定を定めるものでございます。

続きまして、9ページ下段の第2条関係は、本組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございまして、第10条では、部分休業をすることができない職員の規定について、非常勤職員の勤務日ごとの勤務時間を要件から削除するものでございます。

10ページをお願いいたします。

第11条第1項は、従来の部分休業を第1号部分休業と名称変更し、取得可能な時間帯について、勤務時間の始め又は終わりに限るという制限を削除するものでございます。

第2項は、文言の整理を行うもので、次の第3項は、本組合ではこれまで規定のなかった非常勤職員に対する取得要件について、今回新たに設けるものでございます。

11ページをお願いいたします。

第11条の2は、新たに制度として設けられた第2号部分休業について規定するもので、取得単位を1時間と定めるものでございます。第1号では、1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分単位の時間がある場合で、当該勤務時間の全てについて請求があった場合の規定を、第2号では、残時間数に1時間未満の端数がある場合で、当該時間数の全てについて請求があった場合の規定をそれぞれ設けるものでございます。

次の第11条の3は、部分休業をしようとする職員が申し出るものとして条例で定める1年の期間を、4月1日から翌年の3月31日までと定めるものでございます。

12ページをお願いいたします。

第11条の4は、第2号部分休業の1年間の付与時間数について、第1号では、非常勤職員以外の職員について、第2号では、非常勤職員についてそれぞれ定めるものでございます。

第11条の5は、部分休業の申出をした職員が申出内容を変更することができる場合の条例で定める特別の事情について定めるもので、配偶者が負傷又は疾病により入院したことなど、子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とするものでございます。

次の第12条は、文言の整理を行うもので、13ページの第13条は、部分休業の承認の取消事由について、第11条の5で定めた第3項変更をしたときと定めるものでございます。

恐れ入ります、6ページにお戻りください。

この条例の附則でございますが、第1項は、施行期日を令和7年10月1日とするものとし、ただし、次の第2項の規定については、公布の日から施行するものでございます。

第2項は、3歳未満の子を養育する職員に対する措置に関する経過措置を、第3項は、部分休業に関する経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

以上が、議案第17号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例及び泉北環境整備施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（奥田悦雄君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第17号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例及び泉北環境整備施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第17号については、原案どおり可決いたしました。

○議長（奥田悦雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

辻管理者。

○管理者（辻 宏康君） 管理者の辻でございます。

議長のお許しをいただきまして、令和7年本組合議会第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ご提案申し上げました案件につきましては、慎重にご審議をいただき、いずれもご可決、ご承認を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、本定例会終了後に議員全員協議会を開いていただき、ごみ処分手数料改定について説明をさせていただきますが、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、今後とも組合市と連携を図りながら、正副管理者と職員一同が一丸となってしっかりと諸課題に取り組み、効率的、効果的、安心・安全な施設の運転管理を行ってまいりますので、議員の皆様におかれましては、なお一層のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（奥田悦雄君） 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、これもちまして、令和7年泉北環境整備施設組合議会第2回定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午前10時18分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会議長 奥田悦雄

同 署名議員 丸山直土

同 署名議員 浜田千秋